

お客さま本位の業務運営に関する取組報告

1. お客さまの声を活かした業務運営

＜方針＞

「お客さま中心」の理念に基づき、お客さまからいただいた様々な声を、サービス向上や、業務改善につなげ、お客さまにとっての利便性の向上に取組みます。

＜経営理念＞

当社は、保険を通じてお客さまの日々の生活と未来に安心を提供し続け、社会の安定と発展に貢献します。

＜2024 年度の主な取組結果＞

●お客さまの声に基づく経営判断の強化

お客さまから寄せられたご意見やご要望については、毎月開催されるコンプライアンス委員会において全社的な視点から対応策を検討し、迅速かつ実効的な改善に努めております。

●「お客さまの声プロジェクト」の推進

役職員全員参加のミーティングを毎月開催し、会社施策の確認・進捗状況報告やお客さまサービスの充実につながる業務改善やシステムについて活発に議論しています。本ミーティングでの提案を実現していくために 12 のプロジェクトチームが活動しており、「お客さまからの問合せ窓口担当の教育」、「申込時の媒体の分かりやすさを改善」など、いくつかの施策はすでに実現しています。現在も継続して、部門横断的な課題解決を図ることで、具体的なサービス改善につなげております。

2. お客さまの声にお応えする商品やサービスの提供

＜方針＞

当社はお客さまのニーズに合わせ、身近でわかりやすい商品やサービスを、価値ある価格で提供いたします。

＜2024 年度の主な取組結果＞

当社の保険商品に対するお客さまや代理店からのご意見などは、毎月開催のコンプライアンス委員会にて情報共有し、改善の議論を行っています。お客さまにとって、より身近で手軽に保険をお申込みいただける環境の整備を進めました。

●スマホ保険のお申込み時の利便性向上

イオングループで格安スマホ販売を展開するイオンリテール株式会社「イオンモバイル事業」と協業し、イオンの「スマホ保険」を開発し、販売しています。2024 年 2 月からは、イオンカード会員様にも大々的にご案内を開始しました。そのお申込み時の手間を省略する取組を進めています。

➤ イオンモバイル店頭での申込導線の改善

店頭設置のタブレットから QR コードを払い出し、スマホでの申込時に ID 連携が自動で行われる仕組みを導入。店頭スタッフの案内により、非対面ながらもお客さまに分かりやすい導線を確認しました。

➤ イオンウォレットとの連携強化

イオンカード会員さまには、WEB サイト、メール、アプリ、店頭を通じ当該保険サービスを展開しています。特に、スマホアプリ「イオンウォレット」内には保険申込バナーを設置し、ID 連携によって住所・氏名などの入力省略、スムーズな手続きが可能となりました。

3. わかりやすい情報の提供

＜方針＞

当社は、保険商品・サービス等に関する重要な情報について、お客さまに十分にご理解いただけるよう分かりやすく丁寧な説明をいたします。

＜2024 年度の主な取組結果＞

お客さまの疑問や不安を迅速に解消するための情報提供体制を強化しました。

●FAQ の見直しと構成改善

お問合せ件数の多い質問を優先的にピックアップし、検索性・視認性を高めるようページ構成を再設計。スマホからのアクセスに配慮した UI 改善も実施しました。掲載する内容は、日々頂くお問い合わせ内容に合わせて、更新を継続し、より使いやすく、知りたい情報にスピーディに到達できるように工夫を重ねています。

●障害をお持ちの方々などの利便性向上に向けた取組

保険契約においてスムーズなお手続きの実現のため、以下の取組を推進いたしました。

- ・障がい者等に配慮した取組に関するルールの整備
- ・取組方針について当社 HP、事務所店頭への掲載・掲示
- ・取組内容について社員研修の実施

●SMS サービスによる情報提供

保険契約の満期をはじめとする重要なタイミングにおいて、契約者様に対し確実に情報をお届けするために、SMS サービスを拡大展開しています。満期より早めのお知らせを導入し、うっかり更新漏れを防止することで、補償の継続性をサポートしています。

4. 利益相反の適切な管理

＜方針＞

当社はお客さまの利益が不当に害されることの無いよう、利益相反の恐れのある取引を適切に把握し管理いたします。

＜2024 年度の主な取組結果＞

- 取締役会を通じ、利益相反の有無を報告し不適切な取引が無いことを確認しています。

5. お客さま本位の業務運営の浸透に向けた取組み

<方針>

当社は、全ての従業員が社会規範や企業倫理に則った適切な判断と行動をするうえでの基準として、イオンフィナンシャルサービス株式会社が策定する「パーパス」を尊重し、その精神に従って行動します。これら実現のための教育や制度の構築・運用、各種研修や教育に取り組んでいます。

<2024 年度の主な取組結果>

●社内従業員向けの「パーパス」の浸透とコンプライアンス研修

研修を通じ、「パーパス」の浸透とコンプライアンス遵守の姿勢を推進するとともに、真摯なお客さま対応を行っています。これらにより当社契約センターにお問合せされた 95%以上のお客さまから「一定以上の満足を得た」という評価をいただいています。

●代理店教育

当社は代理店を通じた販売を主としており、代理店がお客さまに最適な商品・サービスの提供の実施や、関連法案が適正に守られて運営されているかを確認するために代理店点検を実施し、それを促進するためのコンプライアンス研修を行っています。定期的にモニタリングを行い、必要に応じて指導を行っています。

<ご参考>

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」との関係

当社は金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則（以下、「原則」）」を採択し、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針（以下、「当社方針」）」を公表しています。原則と当社方針の関係は以下のとおりです。

金融庁原則	当社方針	金融庁原則	当社方針
原則 2	方針 1	補充原則 1	方針 1
原則 3	方針 4	補充原則 2	方針 2
原則 5	方針 3	補充原則 3	方針 2
原則 6	方針 2	補充原則 4	方針 2
原則 7	方針 5	—	—

※原則 4、原則 5（注 4）、原則 6（注 1、4、6、7）、補充原則 2（注 1、2）、補充原則 3（注 1、2、3）、補充原則 4（注 1、2、3）、補充原則 5 のすべてについては、当社の取引形態上または投資リスクのある金融商品・サービスの取り扱いがないため、当社方針の対象としていません。

※原則の詳細は金融庁ホームページでご確認ください。（ <https://www.fsa.go.jp/> ）

※本件についてのお問合せ先 イオン少額短期保険株式会社 管理部 03-6778-5530

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表

金融事業者の名称		イオン少額短期保険株式会社		
■取組方針掲載ページのURL		https://www.aeonssi.co.jp/wp-content/uploads/2021/09/ir20210929.pdf		
■取組状況掲載ページのURL		https://www.aeonssi.co.jp/wp-content/uploads/2025/07/ir20250709.pdf		
原 則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則 2	【顧客の最善の利益の追求】 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。	実施	1. お客さまの声を活かした業務運営	1. お客さまの声を活かした業務運営
	注 金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。	実施	1. お客さまの声を活かした業務運営	1. お客さまの声を活かした業務運営
原則 3	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。	実施	4. 利益相反の適切な管理	4. 利益相反の適切な管理
	注 金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。 ・金融商品の販売に携わる金融事業者が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受ける場合 ・金融商品の販売に携わる金融事業者が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合 ・同一主体又はグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合	実施	4. 利益相反の適切な管理	4. 利益相反の適切な管理
原則 4	【手数料等の明確化】 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。	非該当	＜ご参考＞金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」との関係	＜ご参考＞金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」との関係
原則 5	【重要な情報の分かりやすい提供】 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。	実施	3. わかりやすい情報の提供	3. わかりやすい情報の提供
	注 1 重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由(顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む) ・顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びこれが取引又は業務に及ぼす影響	実施	3. わかりやすい情報の提供	3. わかりやすい情報の提供
	注 2 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである(注2)～(注5)は手数料等の情報を提供する観点において同じ)。	実施	3. わかりやすい情報の提供	3. わかりやすい情報の提供
	注 3 金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。	実施	3. わかりやすい情報の提供	3. わかりやすい情報の提供
	注 4 金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には簡潔な情報提供とする一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同様の商品の内容と比較することが容易となるように配慮した資料を用いつつ、リスクとリターンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。	非該当	＜ご参考＞金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」との関係	＜ご参考＞金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」との関係
	注 5 金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。	実施	3. わかりやすい情報の提供	3. わかりやすい情報の提供
原則 6	【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。	実施	2. お客さまの声にお応えする商品やサービスの提供	2. お客さまの声にお応えする商品やサービスの提供
	注 1 金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に関し、以下の点に留意すべきである。 ・顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと ・具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の枠を超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容(手数料を含む)と比較しながら行うこと ・金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと	非該当	＜ご参考＞金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」との関係	＜ご参考＞金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」との関係
	注 2 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。	実施	2. お客さまの声にお応えする商品やサービスの提供	2. お客さまの声にお応えする商品やサービスの提供
	注 3 金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性等を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においては、それを十分に理解した上で、自らの責任の下、顧客の適合性を判断し、金融商品の販売を行うべきである。	実施	2. お客さまの声にお応えする商品やサービスの提供	2. お客さまの声にお応えする商品やサービスの提供
	注 4 金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。	非該当	＜ご参考＞金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」との関係	＜ご参考＞金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」との関係
	注 5 金融事業者は、従業員がその取り扱い金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。	実施	2. お客さまの声にお応えする商品やサービスの提供	2. お客さまの声にお応えする商品やサービスの提供
	注 6 金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じ、製販全体として顧客の最善の利益を実現するため、金融商品の組成に携わる金融事業者に対し、金融商品を実際に購入した顧客属性に関する情報や、金融商品に係る顧客の反応や販売状況に関する情報を提供するなど、金融商品の組成に携わる金融事業者との連携を図るべきである。	非該当	＜ご参考＞金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」との関係	＜ご参考＞金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」との関係
	注 7 金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、プロダクトガバナンスの実効性を確保するために金融商品の組成に携わる金融事業者においてどのような取組みが行われているかの把握に努め、必要に応じて、金融商品の組成に携わる金融事業者や商品の選定等に活用すべきである。	非該当	＜ご参考＞金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」との関係	＜ご参考＞金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」との関係

原則 7		【従業員に対する適切な勤働づけの枠組み等】 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な勤働づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。	実施	5. お客さま本位の業務運営の浸透に向けた取組み	5. お客さま本位の業務運営の浸透に向けた取組み
	注	金融事業者は、各原則（これらに付されている注を含む）に関して実施する内容及び実施しない代わりに関する代替案の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	実施	5. お客さま本位の業務運営の浸透に向けた取組み	5. お客さま本位の業務運営の浸透に向けた取組み
補充 原則 1		【基本理念】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品やサービスの提供を通じて、顧客に付加価値をもたらすと同時に自身の経営を持続可能なものとするために、金融商品の組成に携わる金融事業者の経営者として十分な資質を有する者のリーダーシップの下、顧客により良い金融商品を提供するための理念を明らかにし、その理念に沿ったガバナンスの構築と実践を行うべきである。	実施	1. お客さまの声を活かした業務運営	1. お客さまの声を活かした業務運営
補充 原則 2		【体制整備】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客により良い金融商品を提供するための理念を踏まえ、金融商品のライフサイクル全体のプロダクトガバナンスについて実効性を確保するための体制を整備すべきである。 その上で、金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行うとともに、これらの実効性を確保するための体制を整備すべきである。	実施	2. お客さまの声にお応えする商品やサービスの提供	2. お客さまの声にお応えする商品やサービスの提供
	注1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成から償還に至る金融商品のライフサイクル全体を通じたプロダクトガバナンスの実効性や組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理の実効性を確保するために、管理部門等による検証の枠組みを整備すべきである。その事業規模や提供する金融商品の特性等に応じて、必要な場合には、社外取締役や外部有識者のほか、ファンの評価等を行う第三者機関等からの意見を取り入れる仕組みも検討すべきである。	非該当	＜ご参考＞金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」との関係	＜ご参考＞金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」との関係
	注2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、プロダクトガバナンスの実効性を踏まえ、適時にプロダクトガバナンスの確保に関する体制を見直すなどPDCAサイクルを確立すべきである。	非該当	＜ご参考＞金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」との関係	＜ご参考＞金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」との関係
補充 原則 3		【金融商品の組成時の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客の真のニーズを想定した上で、組成する金融商品がそのニーズに最も合致するものであるかを動向し、商品の持続可能性や金融商品としての合理性等を検証すべきである。 また、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の最善の利益を実現する観点から、販売対象として適切な想定顧客属性を特定し、金融商品の販売に携わる金融事業者において十分な情報提供を行うよう情報連携すべきである。	実施	2. お客さまの声にお応えする商品やサービスの提供	2. お客さまの声にお応えする商品やサービスの提供
	注1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、組成する金融商品が中長期的に持続可能な商品であるかを検証するとともに、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストの合理性を検証すべきである。	非該当	＜ご参考＞金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」との関係	＜ご参考＞金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」との関係
	注2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、想定顧客属性を特定するに当たっては、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的、ニーズ等を基本として具体的に定めるべきであり、必要に応じて想定される販売方法にも留意すべきである。その際、商品を購入すべきでない顧客（例えば、元本毀損のおそれのある商品について、元本確保を目的としている顧客等）も特定すべきである。また、複雑な金融商品や運用・分配手法等が特殊な金融商品については、どのような顧客ニーズに合致させるよう組成しているのか、また、それが当該金融商品に適切に反映されているか検証を行い、より詳細な想定顧客属性を慎重に特定すべきである。	非該当	＜ご参考＞金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」との関係	＜ご参考＞金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」との関係
	注3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、製販全体として最適な金融商品を顧客に提供するため、顧客のニーズの把握や想定顧客属性の特定に当たり、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携や必要に応じて実態把握のための調査等に取り組むべきである。また、金融商品組成後の販売の実効性を高める観点から、金融商品の販売に携わる金融事業者との間で連携すべき情報等について、事前に取決めを行うべきである。	非該当	＜ご参考＞金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」との関係	＜ご参考＞金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」との関係
補充 原則 4		【金融商品の組成後の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成時に想定していた商品性が確保されているかを継続的に検証し、その結果を金融商品の改善や見直しにつなげるとともに、商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンスの体制全体の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。 また、製販全体として顧客の最善の利益を実現するため、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携等により、販売対象として想定する顧客属性と実際に購入した顧客属性が合致しているかを検証し、必要に応じて運用・商品提供の改善や、その後の金融商品の組成の改善に活かしていくべきである。	実施	2. お客さまの声にお応えする商品やサービスの提供	2. お客さまの声にお応えする商品やサービスの提供
	注1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品性の検証に当たっては、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストのバランスが適切かどうかを継続的に検証すべきである。当該金融商品により提供しようとしている付加価値の提供が達成できない場合には、金融商品の改善、他の金融商品との併合、繰上償還等の検討を行うとともに、その後の商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンス体制の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。	非該当	＜ご参考＞金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」との関係	＜ご参考＞金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」との関係
	注2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、商品組成後の検証に必要な情報の提供を金融商品の販売に携わる金融事業者から受けるべきである。情報連携すべき内容は、より良い金融商品を顧客に提供するために活用する観点から実効性のあるものであるべきであり、実際に購入した顧客属性に係る情報のほか、例えば顧客からの苦情や販売状況等も考えられる。金融商品の販売に携わる金融事業者から情報提供を受けられない場合には、必要に応じて金融商品の販売方法の見直しも検討すべきである。また、金融商品の販売に携わる金融事業者から得られた情報を踏まえた検証結果については、必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者に還元すべきである。	非該当	＜ご参考＞金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」との関係	＜ご参考＞金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」との関係
	注3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、運用の外部委託を行う場合、外部委託先における運用についても検証の対象とし、その結果を踏まえて、必要に応じて金融商品の改善や見直しを行うべきである。金融商品の組成に携わる金融事業者と金融商品の販売に携わる金融事業者の間で連携すべき情報については、必要に応じて外部委託先にも連携すべきである。	非該当	＜ご参考＞金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」との関係	＜ご参考＞金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」との関係
補充 原則 5		【顧客に対する分かりやすい情報提供】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客がより良い金融商品を選択できるよう、顧客に対し、運用体制やプロダクトガバナンス体制等について分かりやすい情報提供を行うべきである。	非該当	＜ご参考＞金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」との関係	＜ご参考＞金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」との関係
	注1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客に対し、自ら又は必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者を通じて、その運用体制について個々の金融商品の商品性に於いた情報提供を行うべきである。例えば、運用を行う者の判断が重要な金融商品においては、当該金融事業者のビジネスモデルに応じて、運用責任者や運用の責任を事実的に負う者について、本人の同意の下、氏名、業務実績、投資哲学等を情報提供し、又は運用チームの構成や業務実績等を情報提供するべきである。	非該当	＜ご参考＞金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」との関係	＜ご参考＞金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」との関係
	注2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の商品性に関する情報についても、金融商品の販売に携わる金融事業者と連携して、分かりやすい情報提供を行うべきである。	非該当	＜ご参考＞金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」との関係	＜ご参考＞金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」との関係

【照会先】

部署	管理部
連絡先	03-6778-5530